平成２１年（フ）第１０８０１号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目４番16号
破産者　セブンシーダイナー株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１３号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目20番28号
破産者　有限会社トラストワン
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２７７号
山梨県南アルプス市十日市場1833番地１
破産者　有限会社ハッピネスワールド
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５号
静岡県浜松市南区渡瀬町807番地の２　ラフォーレ渡瀬Ａ―201号室、破産手続開始決定時の住所静岡県袋井市木原308番地の８
破産者　村松　　智
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６号
静岡県浜松市南区渡瀬町807番地の２　ラフォーレ渡瀬Ａ―201号室、破産手続開始決定時の住所静岡県袋井市木原308番地の８
破産者　村松ひで子
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第９８６５号
大阪市住吉区長居２丁目11番18号
破産者　石原精版株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４４号
大阪府東大阪市角田１丁目４番14号
破産者　株式会社ユニケイ建設工業
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４８３号
大阪府池田市城南１丁目８番25号
破産者　城南建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５８号
大阪市福島区野田５丁目17番６号
破産者　株式会社プロセシング
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５６号
大阪市浪速区敷津西２丁目７番23号
破産者　株式会社グリーン地所
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１６号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
破産者　株式会社小椋製作所
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２６号
大阪市東成区深江北１丁目12番26号
破産者　小西印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６１号
大阪市北区天満２丁目２番２号
破産者　有限会社澤田総合デザイン
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７８号
大阪府八尾市佐堂町２丁目３番15号
破産者　有限会社アドライフ
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６０号
大阪市西区南堀江２丁目５番27号　ＳＡ堀江ビル８階
破産者　株式会社秋実建設
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
堺市東区日置荘西町２丁41―12
破産者　有限会社タゴウ
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
大阪府堺市東区引野町２丁24番地の18
破産者　忠興土木建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊6036番地の76
破産者　有限会社ＪＰＥＣ
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成１９年（フ）第２１４号
徳島市新内町１丁目22番地１
破産者　株式会社むろつ不動産
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１１２４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚字友田54番地の１
破産者　九州ハマプレン工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２１５号
千葉県印旛郡栄町四ツ谷31番地
破産者　新海　　隆
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１６号
千葉県印旛郡栄町四ツ谷31番地
破産者　新海とみ子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第１２６１号
東京都八王子市弐分方町358番地の２
破産者　有限会社富士化工
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部